

令和4年度 集団指導 障害福祉サービス事業者等向け BCP（業務継続計画）研修

仙台市障害企画課（企画係）

仙台市障害企画課企画係です。
お忙しい中研修にご参加いただきありがとうございます。
それでは、早速ですが研修を始めたいと思います。

1. 障害企画課からの説明（本動画）

- ・ BCP策定の義務化について
- ・ 厚生労働省のBCPガイドライン等について
- ・ 事前アンケート結果について

2. 講師からの説明

東北大学災害科学国際研究所
副研究所長・教授 丸谷 浩明 氏

- ・ 福祉サービス事業所におけるBCP策定のポイントについて
- ・ 厚生労働省のBCPガイドライン等の解説

まず初めに、本研修の構成についてご説明いたします。

本研修は、2部構成の研修となっております。

第1部として、仙台市障害企画課よりBCP策定の義務化等についてご説明させていただきます。

第2部として、講師の丸谷先生からBCP策定のポイント等についてご説明いただきます。

こちらの動画は複数に分かれておりますので、項番順にご視聴ください。

BCP策定の義務化について

新型コロナウイルス等の感染症や大地震等の自然災害が発生した場合に、適切な対応を行い、利用者に継続してサービスを提供できるよう、事業者の取り組みとして以下が義務付けられました。

1. サービスの提供を継続的に実施するための計画（業務継続計画）の策定
2. 策定した業務継続計画について定期的な研修及び訓練の実施
3. 策定した業務継続計画の定期的な見直し

- 令和3年4月～令和6年3月
⇒ 経過措置（準備期間）のため、努力義務
- 令和6年4月以降
⇒ 義務化

3

ここからは、BCP策定の義務化について説明いたします。

新型コロナウイルス等の感染症や大地震等の自然災害が発生した場合に、適切な対応を行い、利用者に継続してサービスを提供できるよう、事業者の取り組みとして次の3点が義務付けられました。

1つ目が、サービスの提供を継続的に実施するための計画の策定
2つ目が、策定した計画について定期的な研修及び訓練の実施
そして3つ目が、策定した計画の定期的な見直し になります。

現在は、経過措置期間のため、努力義務となっておりますが、令和6年度以降は義務化となります。

次のスライドからは、これら3つの項目に関してそれぞれ説明させていただきます。

BCP策定の義務化について

1. サービスの提供を継続的に実施するための計画（業務継続計画）の策定

業務継続計画に記載が必要な項目

① 「感染症」に係る業務継続計画

- ✓ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- ✓ 初動対応
- ✓ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有）

② 「災害」に係る業務継続計画

- ✓ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- ✓ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- ✓ 他施設及び地域との連携

※ 想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。
※ 感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。

まず1つ目の「サービスの提供を継続的に実施するための計画の策定」についてです。

資料の中に計画に記載が必要な項目を記載しています。

①の感染症に係る計画については、平時からの備え、初動対応、それから感染拡大防止体制の確立の記載が必要になります。

また、②の災害に係る計画については、平常時の対応、緊急時の対応、それから他施設及び地域との連携の記載が必要になります。

BCP策定の義務化について

2. 策定した業務継続計画について定期的な研修及び訓練の実施

① 研修の実施に関する留意点

- ✓ 定期的（年1回以上 ※但し、障害者支援施設・障害児入所施設は年2回以上）な教育を開催すること。
- ✓ 研修の実施内容についても記録すること。
- ✓ 感染症の業務継続計画に係る研修は、感染症の予防及びまん延防止の研修と一体的な実施も可能。

② 訓練の実施に関する留意点

- ✓ 業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認や感染症や災害発生時に実践する支援の演習等を定期的（年1回以上 ※障害者支援施設・障害児入所施設は年2回以上）実施すること。
- ✓ 感染症の業務継続に係る訓練は、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的な実施も可能。
- ✓ 訓練の実施は、机上を含めその実施方法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切。

※ 感染症や災害が発生した場合には、従業員が連携して取組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業員が参加できるようにすることが望ましい。

5

続いて2つ目の「策定した計画について定期的な研修及び訓練の実施」についてです。

資料の中に研修並びに訓練の実施に関する留意点を記載しています。

①の研修の実施に関する留意点について、

- ・研修は、定期的に行う必要があります。（年に1回もしくは2回以上）
- ・研修の内容を記録する必要があります。
- ・感染症の計画に係る研修は、感染症の予防及びまん延防止の研修と併せて実施することも可能です。

また、②の訓練の実施に関する留意点について、

- ・訓練は、事業所内の役割分担の確認や感染症や災害発生時に実践する支援の演習等を定期的に行う必要があります。（年に1回もしくは2回以上）
- ・感染症の計画に係る訓練は、感染症の予防及びまん延防止の研修と併せて実施することも可能です。
- ・訓練の実施は、机上も含めてその実施方法を問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切になります。

資料下段に記載しておりますが、感染症や災害が発生した場合には、従業員が連携して取組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業員が参加できるようにすることが望ましいです。

BCP策定の義務化について

3. 策定した業務継続計画の定期的な見直し

業務継続計画において重要な取組みは、あらかじめ担当者を明確にし、情報を確実に把握したうえで、全体の意思決定者（理事長・管理者・施設長等）により指示が的確に出せるような仕組みが必要。

【取組み例】

- ✓ 各業務の担当者（誰が、何をするか）を決めておく。
（利用者担当、職員担当、物資担当、情報担当等役割を明確にし、実施事項を分担）
- ✓ 関係者の連絡先や連絡フローを整理する。
- ✓ 必要な物資を整理する。
- ✓ 上記を組織内で共有
- ✓ 計画の定期的な見直し、研修及び訓練の実施 等

➡ そのため、研修や訓練での課題等も踏まえて、定期的に計画の見直しを行い必要に応じて変更を行うこと。

最後に3つ目の「策定した計画の定期的な見直し」についてです。

計画において重要な取組みは、あらかじめ担当者を明確にし、情報を確実に把握したうえで、全体の意思決定者により指示が的確に出せるような仕組みが必要です。

そのための取り組み例を資料中に記載しております。

計画は研修や訓練での課題等も踏まえて、定期的に計画の見直しを行い必要に応じて変更を行う必要があります。

厚生労働省のガイドライン等について

大地震等の自然災害や新型コロナウイルス等の感染症の発生に備え、障害福祉サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや発生時の対応について、厚生労働省からガイドラインやひな形等が示されています。

○自然災害発生時

1.ガイドライン

2.ひな形

(「1.ガイドライン」・「2.ひな形」の掲載場所)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

3.BCP作成支援に関する
研修動画

※ 研修動画は「1.ガイドライン」と「2.ひな形」
に沿った内容となっている。

(研修動画)

<https://www.smartstream.jp/msad/mhlw/index.html>

7

ここからは厚生労働省のBCPガイドライン等について説明いたします。

本研修を受講していただくにあたり、事前にガイドライン等のダウンロードをお願いしておりましたが、改めて説明いたします。

厚生労働省では、計画作成のためのガイドラインやひな形、研修動画を公開しています。

自然災害発生時と次ページの新型コロナウイルス発生時に分けて公開しています。

ガイドライン等の詳細な説明については後ほど丸谷先生の方からご説明があります。

○新型コロナウイルス感染症発生時

1.ガイドライン・
様式ツール集

2.ひな形

(「1.ガイドライン・様式ツール集」・「2.ひな形」の掲載場所)
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

3.BCP作成支援に関する
研修動画

※ 研修動画は「1.ガイドライン」と「2.ひな形」
に沿った内容となっている。

(研修動画)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00003.html

事前アンケートの結果について

本研修の実施にあたり、事前に実施したアンケートの結果を一部共有いたします。

【アンケート実施期間：令和4年12月28日～令和5年1月13日】

【アンケート項目1】

令和6年4月から全ての障害福祉サービス事業所等を対象にBCPの策定が義務付けられることをご存じですか。

(単位：事業所)

	10人以下※	11～20人	21人以上	合計
1.知っている	163 (88.1%)	74 (96.1%)	49 (94.2%)	286 (91.1%)
2.知らない	22 (11.9%)	3 (3.9%)	3 (5.8%)	28 (8.9%)
合計	185 (100%)	77 (100%)	52 (100%)	314 (100%)

※事業所の職員数を3つのグループ（10人以下、11～20人、21人以上）に分けて集計
※割合はグループごとに集計した数値（端数処理のため合計が一致しない場合がある）

9

ここからは、本研修の実施にあたり皆様からご協力いただきましたアンケート結果の一部を共有いたします。アンケートへご協力いただき、ありがとうございました。

アンケート項目1は、BCP策定が義務化されることの認知度になります。約90%の事業所が「知っている」と回答しており、義務化が広く認知されていることがわかります。

なお、集計に当たり、事業所の職員数ごとに3つのグループに分けて集計しています。一番右側の列が合計になります。

事前アンケートの結果について

【アンケート項目2】

事業所におけるBCPの策定状況について教えてください。

(単位：事業所)

	1～10人(※)	11～20人	21人以上	合計
1.「地震発生時」、「風水害発生時」、「新型コロナウイルス感染症発生時」のBCPをいずれも策定している	49 (26.5%)	20 (26.0%)	12 (23.1%)	81 (25.8%)
2.「地震発生時」と「風水害発生時」のBCPを策定している	18 (9.7%)	7 (9.1%)	9 (17.3%)	34 (10.8%)
3.「地震発生時」と「新型コロナウイルス感染症発生時」のBCPを策定している	18 (9.7%)	1 (1.3%)	3 (5.8%)	22 (7.0%)
4.「風水害発生時」と「新型コロナウイルス感染症発生時」のBCPを策定している	5 (2.7%)	2 (2.6%)	1 (1.9%)	8 (2.5%)
5.「地震発生時」のBCPのみ策定している	6 (3.2%)	4 (5.2%)	2 (3.8%)	12 (3.8%)
6.「風水害発生時」のBCPのみ策定している	0 (0%)	1 (1.3%)	0 (0%)	1 (0.3%)
7.「新型コロナウイルス感染症発生時」のBCPのみ策定している	18 (9.7%)	8 (10.4%)	2 (3.8%)	28 (8.9%)
8.いずれのBCPも策定していない	71 (38.4%)	34 (44.2%)	23 (44.2%)	128 (40.8%)
合計	185 (100%)	77 (100%)	52 (100%)	314 (100%)

※事業所の職員数を3つのグループ（10人以下、11～20人、21人以上）に分けて集計
※割合はグループごとに集計した数値（端数処理のため合計が一致しない場合がある）

10

アンケート項目2は事業所におけるBCPの策定状況になります。

1の「地震、風水害、新型コロナのBCPをいずれも策定している」という事業所の割合は、約25%でした。一方で8の「いずれのBCPも策定していない」という事業所の割合は約40%となっており、義務化は認知しているものの、策定まで至っていない事業所が多くあることがわかります。

事前アンケートの結果について

【アンケート項目3】

B C Pを策定していない理由を教えてください。 ※複数回答可

（アンケート項目2でいずれのB C Pも策定していないと回答した事業所への質問）

（単位：事業所）

	1～10人（※）	11～20人	21人以上	合計
1.担当者がいないため	10 (9.2%)	3 (7.0%)	3 (9.1%)	16 (8.6%)
2.策定する時間が確保できないため	36 (33.0%)	18 (41.9%)	13 (39.4%)	67 (36.2%)
3.策定にあたり何から手を付けてよいか分からないため	37 (33.9%)	11 (25.6%)	8 (24.2%)	56 (30.3%)
4.策定するための予算が確保できないため	9 (8.3%)	2 (4.7%)	1 (3.0%)	12 (6.5%)
5.その他	17 (15.6%)	9 (20.9%)	8 (24.2%)	34 (18.4%)
合計	109 (100%)	43 (100%)	33 (100%)	185 (100%)

※事業所の職員数を3つのグループ（10人以下、11～20人、21人以上）に分けて集計
※割合はグループごとに集計した数値（端数処理のため合計が一致しない場合がある）

11

アンケート項目3はB C Pを策定していない理由になります。

2の「策定する時間が確保できないため」、3の「策定にあたり何から手を付けてよいか分からないため」と回答した事業所が多くみられました。

事前アンケートの結果について

【アンケート項目4】

厚生労働省の「自然災害発生時」の業務継続ガイドラインはご覧になりましたか。

(単位：事業所)

	1～10人(※)	11～20人	21人以上	合計
1.自然災害発生時の事業継続ガイドラインの内容をよく読んだ	42 (22.7%)	18 (23.4%)	13 (25.0%)	73 (23.2%)
2.自然災害発生時の事業継続ガイドラインの内容をざっと見た	94 (50.8%)	45 (58.4%)	28 (53.8%)	167 (53.2%)
3.自然災害発生時の事業継続ガイドラインの存在は知っているが、内容は確認していない	32 (17.3%)	9 (11.7%)	7 (13.5%)	48 (15.3%)
4.自然災害発生時の事業継続ガイドラインの存在を知らない	17 (9.2%)	5 (6.5%)	4 (7.7%)	26 (8.3%)
合計	185 (100%)	77 (100%)	52 (100%)	314 (100%)

※事業所の職員数を3つのグループ（10人以下、11～20人、21人以上）に分けて集計
※割合はグループごとに集計した数値（端数処理のため合計が一致しない場合がある）

12

アンケート項目4は厚生労働省が公開している自然災害発生時のガイドラインについてです。

75%を超える事業所が「自然災害発生時のガイドラインに目を通している」と回答しております。また、90%を超える事業所がガイドラインの存在を知っていると回答していることから、広く認知されていることがわかります。

事前アンケートの結果について

【アンケート項目5】

厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症発生時」の業務継続ガイドラインはご覧になりましたか。

(単位：事業所)

	1～10人(※)	11～20人	21人以上	合計
1.新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドラインの内容をよく読んだ	67 (36.2%)	32 (41.6%)	21 (40.4%)	120 (38.2%)
2.新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドラインの内容をざっと見た	84 (45.4%)	39 (50.6%)	20 (38.5%)	143 (45.5%)
3.新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドラインの存在は知っているが、内容は確認していない	22 (11.9%)	5 (6.5%)	7 (13.5%)	34 (10.8%)
4.新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドラインの存在を知らない	12 (6.5%)	1 (1.3%)	4 (7.7%)	17 (5.4%)
合計	185 (100%)	77 (100%)	52 (100%)	314 (100%)

※事業所の職員数を3つのグループ（10人以下、11～20人、21人以上）に分けて集計
※割合はグループごとに集計した数値（端数処理のため合計が一致しない場合がある）

13

アンケート項目5は新型コロナウイルス感染症発生時のガイドラインについてです。

自然災害発生時のガイドラインと同様の傾向となっておりますが、新型コロナウイルス感染症発生時のガイドラインの方が、「内容を見た」と回答した事業所の割合が高い結果となりました。

事前アンケートの結果について

【アンケート項目6】

B C P 策定にあたり、厚生労働省の「自然災害発生時」または「新型コロナウイルス感染症発生時」の業務継続ガイドラインを活用しましたか。

(アンケート項目2でいずれかのB C Pを策定していると回答した事業所への質問)

(単位：事業所)

	1～10人(※)	11～20人	21人以上	合計
1. 事業継続ガイドラインは活用してB C Pを策定した	100 (87.7%)	33 (76.7%)	23 (79.3%)	156 (83.9%)
2. 事業継続ガイドラインを活用せずにB C Pを策定した	14 (12.3)	10 (23.3%)	6 (20.7%)	30 (16.1%)
合計	114 (100%)	43 (100%)	29 (100%)	186 (100%)

※事業所の職員数を3つのグループ（10人以下、11～20人、21人以上）に分けて集計
※割合はグループごとに集計した数値（端数処理のため合計が一致しない場合がある）

14

アンケート項目6はB C Pを策定した事業所におけるガイドラインの活用状況になります。

80%を超える事業所において、B C P策定時にガイドラインを活用いただいていることがわかります。

事前アンケートの結果について

【アンケート項目7】

B C P 策定に向けて、厚生労働省の「自然災害発生時」または「新型コロナウイルス感染症発生時」の業務継続ガイドラインを活用しますか。

(アンケート項目2でいずれのB C Pも策定していないと回答した事業所への質問)

(単位：事業所)

	1～10人(※)	11～20人	21人以上	合計
1.事業継続ガイドラインを活用してB C Pを策定する予定である	49 (70.0%)	27 (79.4%)	18 (78.3%)	94 (74.0%)
2.事業継続ガイドラインを活用せずにB C Pを策定する予定である	2 (2.9%)	0 (0.0%)	1 (4.3%)	3 (2.4%)
3.分からない	19 (27.1%)	7 (20.6%)	4 (17.4%)	30 (23.6%)
合計	70 (100%)	34 (100%)	23 (100%)	127 (100%)

※事業所の職員数を3つのグループ（10人以下、11～20人、21人以上）に分けて集計
※割合はグループごとに集計した数値（端数処理のため合計が一致しない場合がある）

15

アンケート項目7はまだB C Pを策定していない事業所におけるガイドラインの活用予定になります。

今後、B C P策定を予定している事業所においても、70%を超える事業所がガイドラインを活用すると回答しておりました。

仙台市からの説明は以上になります。

講師の紹介

丸谷 浩明（まるや ひろあき）氏

東京大学経済学部卒。

1983年建設省入省後、国土交通省労働資材対策室長、
内閣府 防災担当企画官、京都大学 経済研究所 教授、
（財）建設経済研究所 研究理事（東京工業大学 特任教授 兼務）、
内閣府 防災担当参事官、国土交通政策研究所 政策研究官 等を経て
東北大学 災害科学国際研究所 教授・副研究所長（現職）

2005年に内閣府の「事業継続ガイドライン」の策定を担当、
その後、BCPに関する有識者委員を務める。
NPO法人 事業継続推進機構 理事長を兼務。経済学博士。
専門は防災社会システム、事業継続マネジメント。

16

ここからの研修は、丸谷先生にお願いしたいと思います。

私の方から簡単に丸谷先生をご紹介させていただきます。
丸谷先生は東北大学災害科学国際研究所の教授であり、副研究所長をお務めになっております。また、NPO法人事業継続推進機構の理事長としてもご活躍されており、BCP研究の第一人者であらせられます。

それでは、丸谷先生よろしく願いいたします。